

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
松山地方法務局	伊予郡松前町大字浜
松山地方法務局 大洲支局	大洲市菅田町大竹、同市菅田町宇津
松山地方法務局 今治支局	今治市郷本町、同市宅間
松山地方法務局 砥部出張所	松山市水泥町